

#### 4. 元高梁市職員（病死）の労災認定を求める訴え・原告の森貴美さん

被災者である夫は当時、高梁教育委員会でただ一人文化財保護主事として働いていた。高梁市は天守閣が現存する備中松山城は国指定重要文化財であり、市の職員であった夫は頼久寺庭園、天然記念物ニホンザルなど保存、維持に努めてきた。夫は2004年7月8日、職場にて脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血で1週間後に死亡した。しかし、これは当時の業務の多忙化、とりわけ石垣総合調査報告書作成の業務に追われ、連日のサービス残業や持ち帰り残業の結果、過労によって死に至ったことは間違いない。しかし、地方公務員災害補償基金は、「公務外」という認定を下し、まともな遺族や職員の聞き取り調査もせず、一部の資料収集をもって認定をしなかった。基金は「地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」を法の目的としている。認定は、はじめから「公務外」という、結果ありきで法の趣旨を見失ったものだ。現在は裁判で闘っているが、提訴後もさまざまな労働実態を反映する資料が職場から出てきた。それによって死亡直前の1ヶ月間の残業時間は38時間から155時間まで増え、死亡前の半年間は残業が月に100時間を超えることが明らかになった。当時使用していたパソコンの更新記録からもこうした実態が明らかとなった。提訴で基金は申請直後に十分な調査・分析を行ってないことが明らかとなった。裁判所に公正な判決を求める要請はがき運動に協力いただきたい。9月23日には集会も開かれるのでご参加を。